

必ずチェック

最低賃金は、
暮らしの
支えです。

最低賃金



使用者も、労働者も。



東京都最低賃金が改定されました。

791円時間額

発効日：平成21年10月1日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局又は最寄りの労働基準監督署へ





必ずチェック、最低賃金! 使用者も、労働者も。



最

Q.最低賃金制度とは なんでしょう?

A.最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金があります。

Q.最低賃金額より 低い賃金を労働者、 使用者双方合意の上で 定めた場合は どうなりますか?

A.労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

最低賃金額以上の賃金が支払われてますか? お確かめください。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。
具体的な金額など詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



賃

Q.最低賃金の 対象となる 賃金には どんなものが ありますか?

A.最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q.最低賃金額 以上か以下か、 確認する方法は ありますか?

A.実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

- ①時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ②日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
(ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額(日額)となります。)
- ③月給の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- ④①、②、③が混合している場合
例えば、基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

金

厚生労働省 東京労働局発表
平成21年8月31日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 田谷 信介 主任賃金指導官 武笠 重信 賃金指導官 藤本 逸子 TEL 3512-1614 (直通) TEL 3512-1540 (夜間直通)
--------	---

東京都最低賃金の25円引き上げを決定

東京労働局長は、東京都最低賃金（地域別最低賃金）を、10月1日から25円引き上げて、時間額791円に改正することを決定した。

1 東京都最低賃金の改正については、本年6月30日、東京労働局長（東 明洋）から東京地方最低賃金審議会（会長 安西 愈（まさる））に対し諮問を行った。審議の結果、同審議会は8月5日に、現行の最低賃金の時間額766円を、25円引き上げて、791円（引上率3.26%）に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額791円、効力発生日を本年10月1日とする決定を行い、明日（9月1日）、官報公示を行う。

これにより、東京都最低賃金は、10月1日から時間額791円に引き上げられる。

2 東京都最低賃金は、3年連続で20円以上の引き上げとなる。

今回の改正は、昨年7月1日に施行された改正最低賃金法に基づき、生活保護基準との整合性に配慮し、最新のデータにより再計算された、生活保護基準と最低賃金との乖離額60円を2年程度での解消に向けた内容となっている。

3 東京都最低賃金は、都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者に適用される。

4 今後、東京労働局では、改正後の最低賃金の周知に努めるとともに、重点的な監督指導の実施等により、履行確保を図っていくこととしている。

〔参考 1〕

関東各県における平成 21 年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額	発効日(予定)
神奈川	789円	10月18日
埼玉	735円	10月17日
千葉	728円	10月 3日
茨城	678円	10月 8日
栃木	685円	10月 1日
群馬	676円	10月 1日

〔参考 2〕

東京都最低賃金の過去 10 年間の改正状況

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
引上額	6円	5円	5円	0円	0円
時間額	698円	703円	708円	708円	708円

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
引上額	2円	4円	5円	20円	27円	25円
時間額	710円	714円	719円	739円	766円	791円

〔参考 3〕

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定(産業別)最低賃金

東京都内では、すべての使用者・労働者に適用される「東京都最低賃金」のほかに、特定の産業に適用される東京都鉄鋼業最低賃金など6件の「特定(産業別)最低賃金」が設定されています。これらの産業では、東京都最低賃金と特定(産業別)最低賃金が重複して適用されますが、より金額の高い「特定(産業別)最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。